

那須塩原クリーンセンター長期包括運営業務

実施方針

平成29年3月7日

那須塩原市

目 次

第1 事業概要.....	1
1 業務名.....	1
2 業務場所.....	1
3 施設の種類.....	1
4 施設管理者.....	1
5 事業の目的.....	1
6 施設の概要.....	1
7 事業期間等.....	5
8 業務範囲.....	5
9 民間事業者の収入.....	8
10 本事業のスケジュール.....	9
第2 民間事業者の募集及び選定の手続.....	9
1 民間事業者の募集及び選定方法.....	9
2 募集及び選定スケジュール.....	9
3 実施方針等に対する質問・意見の受付及び回答.....	9
4 民間事業者の入札参加資格要件.....	10
第3 応募者の審査及び選定.....	12
1 審査委員会の設置.....	12
2 審査の手順及び方法.....	13
3 落札者決定後の手続.....	13
第4 事業の適正かつ確実な実施の確保.....	13
1 市による履行状況の監視.....	13
2 市と受注者のリスク分担.....	13
第5 事業の継続が困難となった場合における措置.....	14
1 受注者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合.....	14
2 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合.....	14
3 いずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合.....	14
第6 その他.....	14
1 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置.....	14
2 本実施方針に関する事務局.....	14

添付資料-1 リスク分担（案）

第1 事業概要

1 業務名

那須塩原クリーンセンター長期包括運營業務

2 業務場所

栃木県那須塩原市暮沼 593 番地

3 施設の種類

廃棄物処理施設

4 施設管理者

那須塩原市長 君島 寛

5 事業の目的

本事業は、本件入札により選定した民間事業者（以下「受託者」という。）に、市が収集する、あるいは市、市民、市の許可業者等が搬入する一般廃棄物等を安定的かつ経済的に処理するために、那須塩原クリーンセンターの運転、備品・用役の調達、保守管理、修繕工事等（以下「長期包括運營業務」という。）を委託するものである。

6 施設の概要

市は、那須塩原クリーンセンター（以下「本件施設」という。）を平成 19 年 2 月から平成 21 年 5 月にかけて整備し、このうちリサイクルセンターが平成 21 年 3 月に、熱回収施設が平成 21 年 5 月に竣工し、それぞれ供用を開始している。

本事業における、本件施設とは、**図 1** に示す事業敷地内に現存する施設、設備、構造物、植栽等のうち、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）」（以下「特措法」という。）上の指定廃棄物保管場所及び当該保管場所で保管している指定廃棄物を除く全てを指している。本件施設の概要をまとめると、**表 1** に示すとおりとなる。

市は、平成 25 年 4 月から平成 30 年 3 月までの 5 か年を契約期間として、本件施設の長期包括運營業務を現在の契約者（以下「現契約者」という。）に委託している。

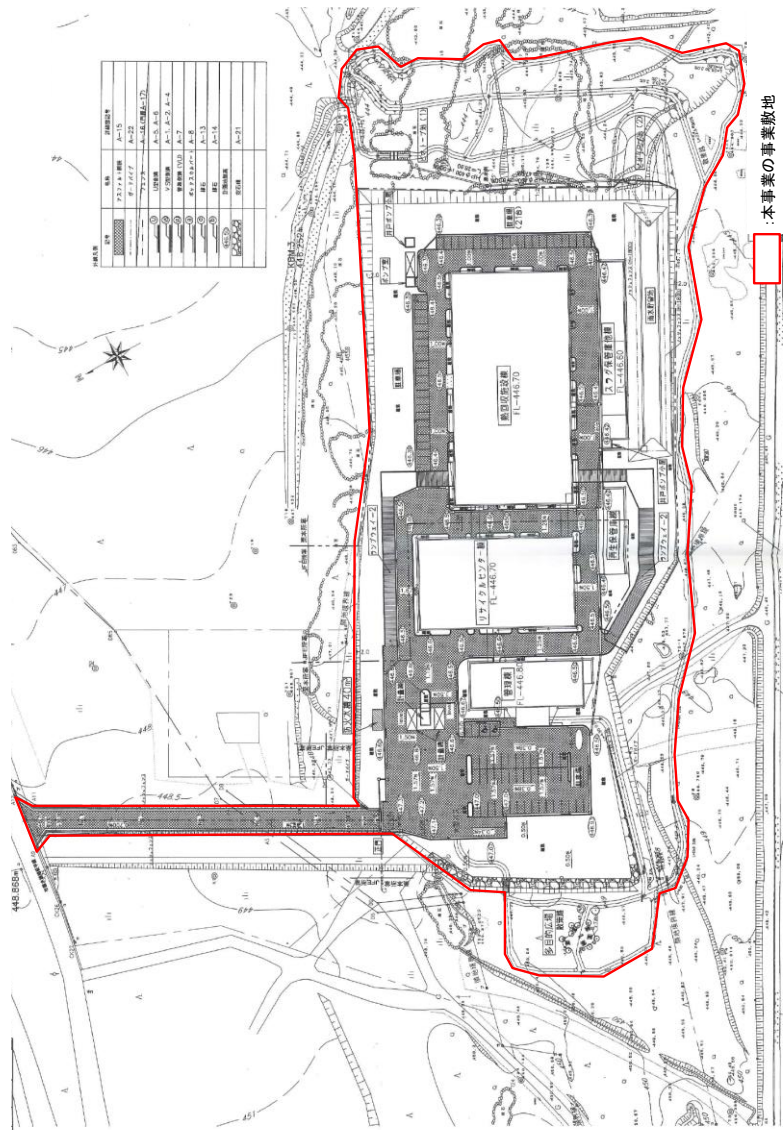


図1 事業敷地図

表 1 本件施設の概要

名 称：那須塩原クリーンセンター	
所 在 地：栃木県那須塩原市藁沼 5 9 3 番地	
計量棟	① 形 式：マルチロードセル式（4点支持式） ② 数 量：2台 ③ 使用範囲：200kg～30,000kg ④ 目 盛：10kg ⑤ 計量装置：カードによる1回計量及び2回計量並びにキー操作による1回計量及び2回計量 ⑥ 屋 根：太陽光発電設備(10kW)
熱回収施設	① 規 模：ごみ焼却施設 140t/24h (70t/日×2系) 灰溶融施設 14t/24h ② 炉 形 式：ごみ焼却施設 全連続燃焼式ストーカ炉 灰溶融施設 電気抵抗式灰溶融炉 ③ 蒸気タービン設備：1,990kW ④ その他 ^(※)
リサイクルセンター	① 規 模：不燃性粗大ごみ破碎選別施設 3.2t/5h 不燃ごみ破碎選別施設 4.0t/5h びん・缶選別施設 10.8t/5h ペットボトル圧縮梱包施設 2.1t/5h 白色トレイ・白色発泡スチロール減容施設 0.2t/5h ② 処理方式：破碎、選別、圧縮梱包、減容 ③ その他 ^(※)
管理棟・関連施設	① 管 理 棟：建築面積 700.46m ² 、延床面積 1,679.45m ² 、RC造 ② 関連施設：車庫、各保管庫、構内道路、駐車場、外灯、構内案内板、環境学習施設、植栽散策路、ビオトープ池等 ③ その他 ^(※)

※1 各施設に付属する建築設備（照明、通信、換気、空調、エレベータ、消防、電気、給排水、井水揚水等）、事務室、居室、浴室、トイレ等

平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、この影響を受けて本件施設で生成する溶融スラグについては、放射能濃度が高くなり、資源化に向けた流通が困難になったことから、平成 23 年 7 月より本件施設の灰溶融施設の運転を停止していた。ただし、こうした停止状態であっても、灰溶融施設の通電状態、運転人員の確保等を維持することにより速やかな再稼働に向けた準備をしている状態（以下「灰溶融施設運転停止状態」という。）を維持し、その後放射能濃度が低減してきたことを受けて平成 27 年 4 月から運転を再開している。

灰溶融施設の運転を停止している状態において、熱回収施設から排出される副生成物は焼却主灰と飛灰処理物である。一方で灰溶融施設の運転を実施している状態（以下「灰溶融施設運転状態」という。）において、熱回収施設から排出される副生成物は、飛灰処理物、溶融スラグ及び溶融不適物である。これらの放射能濃度の測定実績を表 2 に示す。

表 2 本件施設の副生成物の放射能濃度測定結果

		単位Bq/kg			
測定年月		主灰	飛灰処理物	溶融スラグ	溶融不適物
平成 25 年度	4月	1,030	10,400	-	-
	5月	1,740	9,600	-	-
	6月	1,130	10,800	-	-
	7月	1,160	9,100	-	-
	8月	1,160	6,800	-	-
	9月	600	6,200	-	-
	10月	790	5,900	-	-
	11月	1,070	7,300	-	-
	12月	290	5,500	-	-
	1月	460	3,090	-	-
	2月	380	2,640	-	-
	3月	280	4,100	-	-
	平成 26 年度	4月	720	5,500	-
5月		500	7,100	-	-
6月		820	4,400	-	-
7月		730	4,500	-	-
8月		310	3,080	-	-
9月		490	4,400	-	-
10月		680	4,180	-	-
11月		330	3,810	-	-
12月		220	2,960	-	-
1月		220	2,360	-	-
2月		190	1,940	-	-
3月		250	2,690	-	-
平成 27 年度		4月	-	3,100	140
	5月	-	3,810	290	810
	6月	-	3,230	230	400
	7月	-	2,410	240	210
	8月	-	2,610	180	650
	9月	-	2,370	250	420
	10月	-	2,710	170	320
	11月	-	2,710	160	150
	12月	-	1,730	180	1,000
	1月	-	1,820	60	400
	2月	-	1,450	40	120
	3月	-	1,820	90	230
	平成 28 年度	4月	-	2,270	141
5月		-	2,860	186	378
6月		-	3,060	242	160
7月		-	2,140	230	285
8月		-	2,250	251	341
9月		-	2,120	197	358
10月		-	2,350	212	172
11月	-	2,120	110	165	

※放射能濃度は、セシウム-134とセシウム-137の合計値

※検出下限濃度は、セシウム-134とセシウム-137共に20Bq/kg

平成 25 年 7 月以前は、飛灰処理物の放射能濃度が 8,000Bq/kg を超えることがあり、この飛灰処理物は特措法上の指定廃棄物に該当するため、同法の保管基準に従って、本件施設に保管し続けている状況にある。

市は、何らかの原因により、放射能濃度が高くなり、灰溶融施設の稼働が困難な状況に至った場合等においては、灰溶融施設運転停止状態に移行する場合や、灰溶融施設の稼働を断念し、灰溶融施設の通電状態、運転人員の確保等の維持をやめた状態（以下「灰溶融施設運転中止状態」という。）に至る場

合も考えられる。

そこで、本件入札については、灰溶融施設運転状態を前提として行い、市と受託者はこれに基づいて事業契約を締結するものとするが、市の方針決定、指示により灰溶融施設運転停止状態又は灰溶融施設運転中止状態に変更した場合に応じて、一部の業務や委託料を変更できる仕組みを取り入れる予定である。こうした場合に変更する業務内容については要求水準書（案）に記載している。委託料の改定方法については入札公告時に公表する事業契約書（案）に記載する予定である。

なお、本件施設の熱回収施設は、特措法における特定一般廃棄物処理施設に該当するため、市は同法及び同法施行規則で義務づけられている排ガス中の放射能濃度及び各種副生成物の放射能濃度の測定を実施している。その他放射能関係については、本件施設の放射線空間線量測定を実施しているほか、指定廃棄物の保管状況についてモニタリングを実施している。

また、現契約者の運転員は放射能被ばく量を測定するため、放射能測定バッジを着用している。

【灰溶融施設の稼働状態別本件施設の運転状態の定義等】

灰溶融施設の稼働状態	本件施設の運転状態の定義	備 考
・ 灰溶融施設を運転している状態	・ 灰溶融施設運転状態	・ 本件入札条件
・ 灰溶融施設の通電状態、運転人員の確保等を維持することにより速やかな再稼働に向けた準備をしている状態	・ 灰溶融施設運転停止状態	・ 放射能濃度が高いことにより、溶融スラグの資源化が困難となる状況に至った場合等に想定される状態
・ 灰溶融施設の再稼働を断念し、灰溶融施設の通電状態、運転人員の確保等の維持をやめた状態	・ 灰溶融施設運転中止状態	・ 市が特措法上の指定廃棄物の非生成を最優先する方針に至った場合等に想定される状態

7 事業期間等

事業期間は、運営準備期間及び運営期間で構成される。本事業における運営準備期間及び運営期間は以下のとおりとする。

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| ① 運営準備期間 | 契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日 |
| ② 運営期間 | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日 |
| ③ 事業期間 | 契約締結日から平成 35 年 3 月 31 日 |

8 業務範囲

受託者の行う管理運営包括的業務の概要は、以下のとおりである。これらの詳細については、要求水準書（案）を参照のこと。

(1) 運営準備業務

- ① 運営準備業務実施計画書の作成

- ②管理運営包括的業務に必要な人員の確保
- ③管理運営包括的業務に係る資料内容の確認
- ④本件施設の状況調査

(2)運転管理業務

- ①受付・計量業務
- ②熱回収施設に係る運転管理業務
 - a 搬入管理
 - b 運転条件
 - c 適正処理
 - d 適正運転
 - e 運転管理体制
 - f 運転計画の作成
 - g 運転管理マニュアル
 - h 運転管理記録の作成
 - i 副生成物の保管、運搬等
- ③リサイクルセンターに係る運転管理業務
 - a 搬入管理
 - b 運転条件
 - c 適正処理
 - d 適正運転
 - e 運転管理体制
 - f 運転計画の作成
 - g 運転管理マニュアル
 - h 運転管理記録の作成
 - i 副生成物の保管、運搬等

(3)維持管理業務

- ①保守管理
 - a 保守管理計画書の作成
 - b 保守管理の実施
 - c 保守管理実施の報告
- ②修繕工事
 - a 補修工事
 - b 更新工事
 - c 保全工事
- ③精密機能検査への協力
- ④清掃
- ⑤維持管理マニュアル
- ⑥特定部品の調達

(4)測定管理業務

①測定管理マニュアル

(5)防災管理業務

①二次災害の防止

②緊急対応マニュアルの作成

③自主防災組織の整備

④防災訓練の実施

⑤事故報告書の作成

(6)その他関連業務

①植栽管理

②保険

③見学者への対応

④地域住民への対応

⑤放射能対応

⑥その他関連業務マニュアル

(7)情報管理業務

①運営体制

②運営マニュアル

③運転

④保守管理

⑤補修工事

⑥更新工事

⑦保全工事

⑧作業環境管理

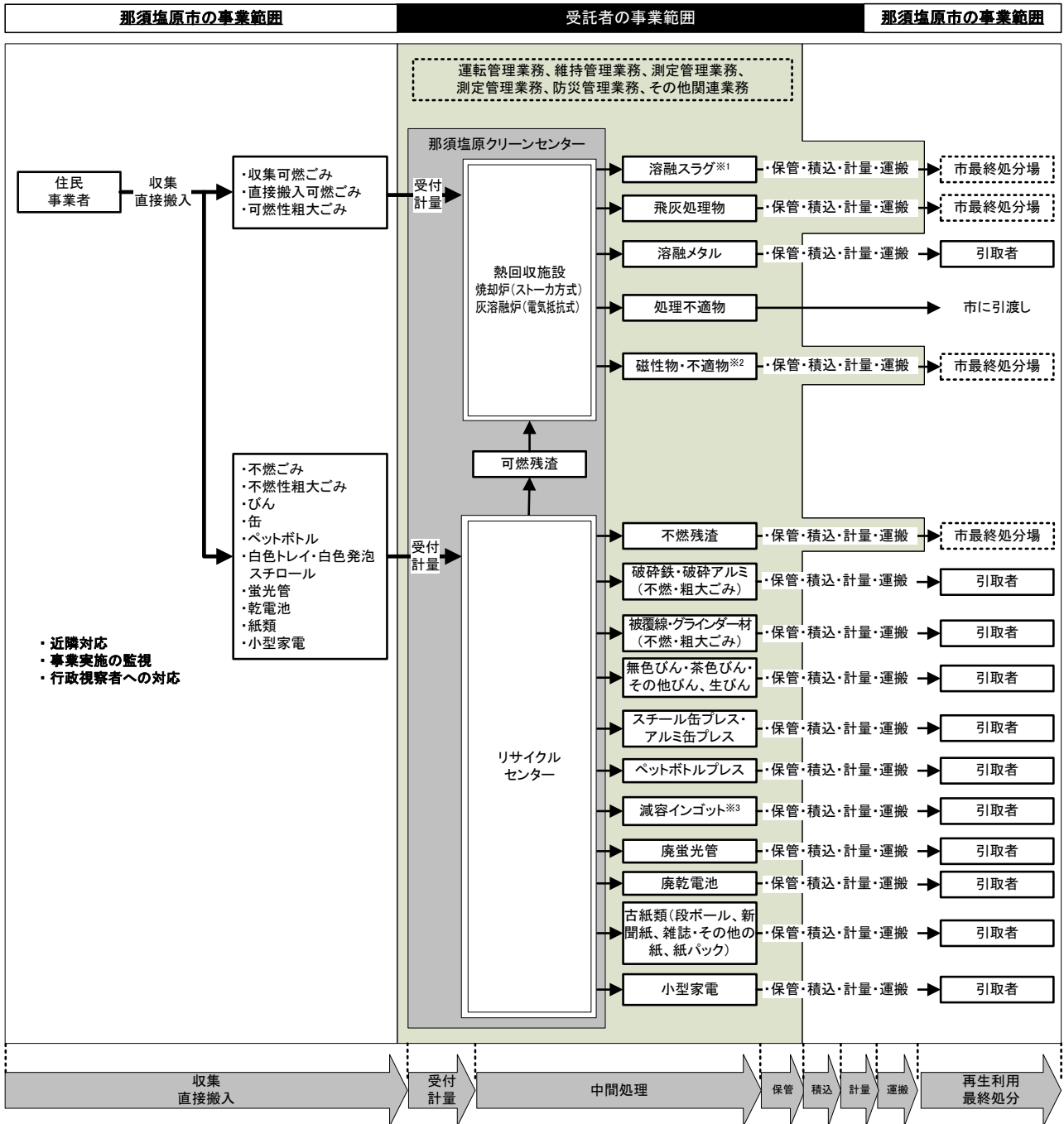
⑨清掃実施

⑩測定管理

⑪施設情報管理

⑫業務完了報告

⑬その他管理記録報告



※1 熔融スラグは、放射能濃度が下がり、引取者へ売却が可能となった場合には、受託者は保管までを行い、積込み以降は市の業務範囲となる。この場合の委託料については協議とする。なお、灰溶融施設を修繕工事等で運転を停止する場合は、受託者が焼却主灰を市最終処分場まで搬出する。
 ※2 磁性物・不適物については、引取者が磁性物を選別し、その後の残渣は受託者が市最終処分場まで運搬する。
 ※3 減容インゴットは、白色トレイ・白色発泡スチロールを減容した後の生成物。

図1 業務範囲の概要（灰溶融施設運転状態）

9 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は本件施設の運營業務の対価として市が支払う委託料とする。委託料は、固定料金と変動料金（搬入廃棄物量に応じて変動する料金）で構成される。

10 本事業のスケジュール

本事業のスケジュール（予定）は、次のとおりである。

表1 本事業のスケジュール（予定）

内 容	日 程
① 落札者の決定	平成 29 年 7 月下旬
② 事業契約の締結	平成 29 年 9 月下旬
③ 運営準備期間	契約締結日から 平成 30 年 3 月 31 日
④ 運営期間	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 35 年 3 月 31 日

第2 民間事業者の募集及び選定の手続

1 民間事業者の募集及び選定方法

本事業の募集及び選定に当たっては、総合評価落札方式一般競争入札により行う。

2 募集及び選定スケジュール

募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりである。

表2 募集及び選定スケジュール（予定）

内 容	日 程
① 実施方針等の公表	平成 29 年 3 月 7 日（火）
② 実施方針等に対する質疑受付期限	平成 29 年 3 月 21 日（火）
③ 実施方針等に対する質疑への回答	平成 29 年 4 月 5 日（水）
④ 入札公告及び入札説明書等の公表	平成 29 年 4 月下旬
⑤ 入札説明書等に対する質疑受付期限	平成 29 年 5 月中旬
⑥ 入札説明書等に対する質疑への回答	平成 29 年 5 月下旬
⑦ 入札参加資格審査申請書の提出	平成 29 年 6 月上旬
⑧ 入札参加資格審査結果の通知	平成 29 年 6 月上旬
⑨ 現地見学・情報開示	平成 29 年 6 月中旬
⑩ 事業提案書等の提出期限	平成 29 年 7 月上旬
⑪ 落札者の決定	平成 29 年 7 月下旬
⑫ 基本協定の締結	平成 29 年 7 月下旬
⑬ 事業契約の締結	平成 29 年 9 月下旬

3 実施方針等に対する質問・意見の受付及び回答

民間事業者は、本実施方針及び本実施方針と同時に公表する要求水準書（案）の内容について、次のとおり質疑書を提出することができる。受け付けた質疑書に対して市は回答を公表する。

(1) 質疑の受付

ア 受付期間

平成 29 年 3 月 7 日（火）から 3 月 21 日（火）17 時まで

イ 質疑の方法

実施方針等について質疑のある者は、本実施方針と同時にホームページで公表する別添様式「実施方針等に関する質疑書」に記入の上、そのファイルを E-mail に添付し電子メールで送付する。電子メールの宛先は市の電子メールアドレスとし、電子メールの件名は「(企業名) 実施方針等に関する質疑書」とすること。

受理しているかどうかの確認は市が行い、受信確認後、市から受信確認の電子メールを返信する。

(2) 質疑に対する回答

ア 回答日

平成 29 年 4 月 5 日（水）（予定）

イ 回答方法

市のホームページに公表する。なお、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、全ての質疑に回答するとは限らない。

4 民間事業者の入札参加資格要件

入札手続に参加する民間事業者（以下「応募者」という。）は、以下の資格を全て満たしていなければならない。また、市は応募者の資格の確認を行うために入札参加資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成

応募者の構成は以下に示すとおりとする。

- ① 応募者は、本事業を実施する予定の単独企業又は複数の企業で構成するものとする。
- ② 応募者は、入札参加資格申請時に各企業の担う役割を明らかにすること。
- ③ 応募者は、「p11(2)イ運營業務に係る実績」に示す要件を全て兼ね備える 1 者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、本事業の入札に単独で応募する企業は、代表企業を兼ねることとする。
- ④ 応募者の構成の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業を除き市の承諾を得て変更することができる。
- ⑤ 応募者を構成する企業が、他の応募者を構成する企業になることはできない。
- ⑥ 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止とする。
- ⑦ 応募者を構成する企業は、市の入札参加資格者名簿に登録がされていること。
- ⑧ 代表企業は、共同企業体（JV）での参加は認めない。

(2) 応募者の入札参加資格要件

ア 共通事項

応募者を構成する企業は全て、入札参加資格申請書の提出時点において、次の要件を全て満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- ② 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされていない者
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者
- ⑥ 市の指名停止措置を受けていない者
- ⑦ 本事業に係るアドバイザー業務に携わった企業又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がない者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 20 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。なお、本事業に係るアドバイザー業務に携わった企業は次のとおりである。
 - ア 八千代エンジニアリング株式会社
 - イ アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- ⑧ 選定委員会の委員が所属しない企業
- ⑨ 落札者の決定に関する公表までの期間に、委員会の委員と接触を試みていない者
- ⑩ 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、密接関係者（那須塩原市暴力団排除条例第 2 条(5)に規定する密接関係者をいう。）若しくは暴力団員等（同条例第 2 条(6)に規定する暴力団員等をいう。)) ではない者。

イ 運營業務に係る実績

代表企業は以下に示す全ての実績の要件を満たしていなければならない。

- ① 入札公告の前日時点で、以下に示す要件を全て満たす地方公共団体が所有する一般廃棄物

処理施設の PFI 方式、DBO 方式及び長期包括的運営管理委託方式のいずれかによる契約を、元請（当該事業の特別目的会社から直接受託したものを含む）として受注した実績を有すること。

ア 蒸気タービン発電設備を有すること。

イ 処理方式は全連続燃焼式ストーカ方式（ストーカ+灰溶融方式も含む）であること。

ウ 施設規模は 100t/日以上であること。

エ 2 炉以上の複数炉構成であること。

- ② 入札公告の前日時点で、地方公共団体が所有する一般廃棄物を対象としたマテリアルリサイクル推進施設等（粗大ごみ、不燃ごみ、資源等のいずれか又は全てを破砕・選別・圧縮を行う施設）の PFI 方式、DBO 方式及び長期包括的運営管理委託方式のいずれかによる契約を、元請（当該事業の特別目的会社から直接受託したものを含む）として受注した実績を有すること。

ウ 入札参加資格確認基準日

- ① 入札参加資格確認基準日は、本事業への入札参加資格審査書類の提出時から事業契約締結時に至るまでの期間とする。
- ② 入札参加資格審査書類の提出日から事業提案書等の提出日までの間、応募者を構成する企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該応募者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該応募者は、入札参加資格を欠いた企業に代わって、入札参加資格を有する企業を補充し、入札参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。
- ③ 事業提案書等の提出日の翌日から落札者決定日までの間、応募者を構成する企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該応募者が、入札参加資格を欠いた企業に代わって入札参加資格を有する企業を補充し、市が入札参加資格を確認し、事業契約締結後の運営業務に支障を来さないと判断した場合は、当該応募者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する企業の入札参加資格確認基準日は、当初の企業が入札参加資格を欠いた日から事業契約締結時に至るまでとする。

第3 応募者の審査及び選定

1 審査委員会の設置

市は、審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって、審査委員会を設置する予定である。

なお、応募者が、落札者決定前までに審査委員会の委員に対し、民間事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働き掛けを行った場合は失格とする。

2 審査の手順及び方法

(1)入札参加資格審査

入札参加資格審査に当たっては、応募者が提出する入札参加資格審査申請書類について審査を行い、入札参加資格要件の具備を確認する。入札参加資格審査結果は応募者に通知する。

(2)事業提案審査

事業提案審査に当たっては、あらかじめ設定する落札者決定基準に従って、審査委員会において事業提案書等の審査を総合評価の方法により行う予定である。

3 落札者決定後の手続

市は、入札説明書等及び落札者の提案内容に基づき、落札者と契約を締結する。

(1)契約詳細の協議

市と落札者は事業契約の締結のために事業契約書の内容を協議し、お互いに共通の理解を得て、疑問点を解消するために実施する。

(2)契約の締結

市は、落札者と本事業に係る事業契約を締結する。事業契約の締結をもって、落札者を受託者とする。

第4 事業の適正かつ確実な実施の確保

1 市による履行状況の監視

市は、受注者が契約で定められた事業を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を満足していることを確認するため、定期的又は必要に応じてモニタリングを行う。

モニタリングに必要な費用は、原則として市が負担することとするが、モニタリング実施に必要な市への提出書類の作成等については、受注者の責任及び費用負担により行うものとする。

モニタリング方法についての詳細は、後日公表する入札説明書等において定める。

2 市と受注者のリスク分担

本事業では、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、事業に係る総リスクを低減できるよう市、受注者間でリスクを適切に分担することで、低廉で良質なサービスの提供の実現を目指すものとする。

市と受注者の基本的なリスク分担については添付資料1「リスク分担」のとおりとし、詳細は後日公表する入札説明書等において定める。

第5 事業の継続が困難となった場合における措置

1 受注者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 受注者の提供するサービスが、事業契約で定める受注者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、市は受注者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。受注者が当該期間内に修復をすることができなかつた場合、市は事業契約を解約することができる。
- ② 受注者が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- ③ 上記①及び②により市が事業契約を解約した場合、受注者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 事業契約で定める市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、本事業の継続が困難となった場合、受注者は事業契約を解約することができるものとする。
- ② 上記①により受注者が事業契約を解約した場合、市は、受注者に生じた損害を賠償するものとする。

3 いずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力事由その他市又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、市及び受注者双方は、本事業の継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、市及び受注者は、事業契約を解約することができる。

第6 その他

1 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、市と受注者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 本実施方針に関する事務局

那須塩原市 生活環境部環境対策課 那須塩原クリーンセンター

〒329-2802 栃木県那須塩原市藁沼 593 番地

電話：0287-68-1881

FAX：0287-68-1882

Eメールアドレス：cleancenter@city.nasushiobara.lg.jp

ホームページ：https://www.city.nasushiobara.lg.jp/

添付資料1 リスク分担

リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
			市	受託者
法令変更リスク	(1)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
	(2)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
政治リスク	(3)	政策方針の転換、議会承認、財政破綻等によるもの	○	
周辺住民対応リスク	(4)	本事業の実施そのものについての周辺住民等の反対運動、訴訟・要望に関するもの	○	
	(5)	上記以外のもの（事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等）		○
不可抗力リスク	(6)	天災等大規模な災害及び暴動等の予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断若しくは契約解除等の原因となり得るもの	○	
募集資料リスク	(7)	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの	○	
ごみ量変動リスク	(8)	施設許容量以下のごみの受入れ		○
	(9)	施設許容量を超過するごみの処理	○	
ごみ質変動リスク	(10)	計画ごみ質以内のごみ質変動		○
	(11)	計画ごみ質を超えるごみ質変動	○	
性能要件未達リスク	(12)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの		○
事業期間終了時の施設性能リスク	(13)	事業の終了時における施設の性能確保に関するもの		○
物価変動リスク	(14)	物価変動（インフレ、デフレ）に伴う事業者の経費増減によるもの（設計・施工段階に関する場合は除く）	○	
第三者賠償リスク	(15)	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
	(16)	上記以外のもの	○	
許認可リスク	(17)	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○